

令和２年度第１回泉大津市総合交通戦略策定協議会

次 第

令和２年７月２２日（水）
午後３時００分より
泉大津市役所職員会館３階集会室

議 題

- １．開会
- ２．あいさつ
- ３．委員紹介
- ４．委員長・副委員長の選出
- ５．泉大津市総合交通戦略策定の趣旨と策定フロー
- ６．泉大津市総合交通戦略（素案）について
- ７．今年度の検討内容について
 - （１）北助松駅周辺の検討について
 - （２）臨海部従業員アンケート（案）について

【資料】

- 資料１ 委員名簿（表）・配席図（裏）
- 資料２ 泉大津市総合交通戦略策定協議会設置要綱
- 資料３ 策定の趣旨について
- 資料４ 泉大津市総合交通戦略（素案）
- 資料５ 泉大津市総合交通戦略（素案）概要版
- 資料６ 北助松駅周辺の検討について
- 資料７ 臨海部従業員アンケート（案）について

泉大津市総合交通戦略策定協議会委員名簿

関係機関	役 職	氏 名
学識経験者	摂南大学理工学部教授	熊谷 樹一郎
学識経験者	近畿大学理工学部准教授	柳原 崇男
関係行政機関	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長	崎谷 唯比古
関係行政機関	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局総務企画部門 首席運輸企画専門官	本田 泰彦
関係行政機関	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局輸送部門 首席運輸企画専門官	河原 正明
関係行政機関	大阪府港湾局計画調整課長	吉田 光弘
関係行政機関	大阪府鳳土木事務所参事兼地域支援・企画課長	川合 卓爾
関係行政機関	泉大津警察署交通課長	松井 勝利
交通事業者(鉄道)	南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部統括部課長	中野 崇
交通事業者(バス)	南海バス株式会社企画部課長	中田 幸宏
交通事業者(タクシー)	一般社団法人大阪タクシー協会 大阪第一交通株式会社 代表取締役	芝辻 徹
市民団体	自治会連合会 上条自治会長	田中 一吉
市関係部局	総合政策部次長 兼政策推進統括監兼成長戦略統括監	中山 秀人
市関係部局	総合政策部政策推進課長	東山 博文
市関係部局	総合政策部地域経済課長	吉野 久絵
市関係部局	健康福祉部福祉政策課長	寒 久美
市関係部局	健康福祉部高齢介護課長	向井 由佳子
市関係部局	都市政策部参事兼土木課長	小柴 正行

泉大津市総合交通戦略策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 泉大津市の都市・地域総合交通戦略（以下「泉大津市総合交通戦略」という。）の策定にあたり、総合的な視点から検討を行うため、泉大津市総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 泉大津市総合交通戦略の策定に係る検討および協議に関すること。
- (2) その他委員会において必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 交通事業者の職員
- (4) 市民団体の代表者
- (5) 市関係部局の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から泉大津市総合交通戦略の策定が終了した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長をそれぞれ一人置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、都市政策部都市づくり政策課に置くものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、泉大津市総合交通戦略の策定及び公表をもって、その効力を失う。

泉大津市総合交通戦略策定の趣旨について

1. 策定の目的

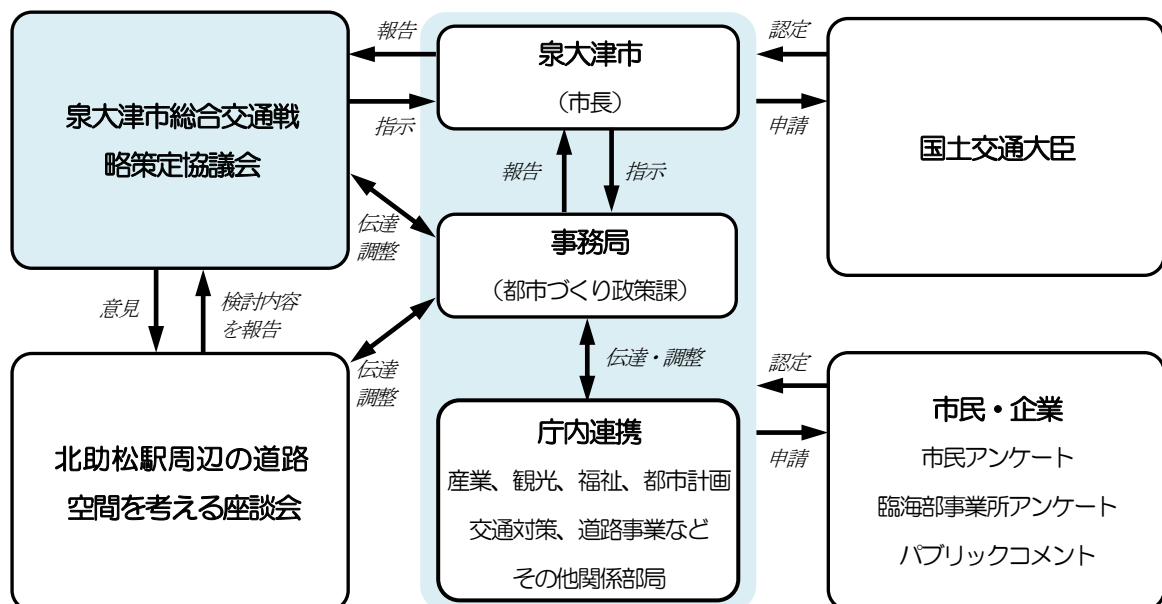
我が国は、人口減少、超高齢社会の到来、厳しい財政状況など、これまでに経験したことのない社会を迎えており、今後の都市づくりにおける方向性は、都市機能を集約し、公共交通ネットワークでその集約拠点を連携させる「集約都市構造」が求められています。

また、世界の多くの都市では、まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組みが進められており、我が国においても「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をめざす、ウォーカブルなまちづくりの推進が求められています。

本市では、平成17年をピークに人口減少に転じ、少子高齢化が進んでおり、今後は更なる人口減少、高齢化の進行が懸念されています。また、本市は、南北に約3km、東西に約4kmとコンパクトかつほぼ平坦な地形であり、市内での移動交通手段は、約7割が徒歩・自転車です。こうした中、「泉大津市総合計画」や「泉大津市都市計画マスタープラン」等において、まちのコンパクトさを活かし、歩行者・自転車に優しい都市づくりを進め、持続可能で誰もが暮らしやすい都市をめざす方向性が示されています。

そこで、それらの実現に向けて、交通体系に関する方針を示し、重点的に取組む施策の実施プログラムを取りまとめ、今後の本市における交通に関する指針となる泉大津市総合交通戦略（以下「本戦略」という。）を「都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日国土交通省都市・地域整備局長）」に基づき、策定するものです。

2. 検討体制



泉大津市総合交通戦略策定フロー

